

平成21年10月
改定平成26年 8月
改定平成29年 5月

石狩市浄配水場運転管理等業務委託
運転管理業務 評価要領

石狩市建設水道部水道施設課

運転管理業務委託の効果の評価要領

石狩市浄配水場運転管理等業務委託（以下第三者委託という）の効果を確認し、これを評価する。

評価する項目は、

1. 『月間業務評価による評価』
2. 『品質（業務内容）』（改定 平成29年5月）
3. 『業務改善提案』
4. 『総合評価』

の4項目として、それぞれの評価基準から点数化する。

なお、4. 『総合評価』については、1～3の得点を合計し、その合計点を100点換算した上で、あらかじめ作成した業務判定基準に照らし合わせ、4段階評価を行う。

さらに、業務全体の評価を所見としてまとめる。

1. 『月間業務評価による評価』

石狩市（以下甲とする）では、第三者委託契約の受託企業（以下乙とする）が提出した、「業務履行計画」の実施状況について、月末に月間業務完了検査を実施し、水道施設課長を含む評価員3名で業務の各項目についての評価判定を行っている。この評価判定結果を点数化し、年間業務での評価に加える。

(1) 月間業務評価

水道施設課長を含む評価員は、月間業務の以下の項目について、優、良、可、不可の判定をくだし、月間業務の評価とする。なお、優、良、可、不可の判定基準は表-1のとおりである。

(月間業務判定項目)

- ① 運転監視業務
- ② 電気及び機械の保全業務
- ③ 巡回監視業務
- ④ 水質管理業務

- ⑤ 修繕・改修業務
- ⑥ 調達業務
- ⑦ 維持管理業務
- ⑧ 受配水量管理業務
- ⑨ 緊急時対応業務
- ⑩ その他業務（上記に含まれないすべての業務）

表－1 月間業務判定基準

優	契約書、仕様書、要求水準書等の水準を満たし、さらに秀でた独自の創意工夫や積極的な取り組みが見られる。
良	契約書、仕様書、要求水準書等の水準を満たしている。
可	契約書、仕様書、要求水準書等の水準を満たしているが、いくつかの注意点、改善点がある。
不可	契約書、仕様書、要求水準書等の水準を満たしていないため改善が必要。 (不可の場合、甲は改善命令書を速やかに乙へ提示する)

(2) 月間業務評価の点数化

実施した「月間業務評価」において、優、良、可、不可をそれぞれ5点、4点、3点、0点と点数化し、合計点を水道施設課長を含む評価員のそれぞれについて求める。

次に、以下の計算式に従って、月間業務評価の得点を100点満点の点数に換算する。

$$\text{月間業務評価点数} = (\text{評価員3名分の評価点}) \div 3 \times 2$$

(評価点数範囲 100点～0点)

(3) 年間評価の実施

業務評価を行った月の月間業務評価点数の平均点を求め、この点数を年間業務での評価とする。

この年間評価判定の様式を別紙－1 年間評価判定（月間業務評価のとりまとめ）に示す。

(2. 『品質（業務内容）』)

品質の評価は、仕様書、要求水準書に規定されている業務の仕様、業務要求水準の達成状況、履行状況を判定し、数値化する。

また、判定項目の設定には、JWWA（日本水道協会）発行の水道事業ガイドラインにある、業務指標（Performance Indicator 以下 PI とする）なども参考に、以下の手順で行う。

(1) 適用する判定項目の設定

- ① JWWAのPI：JWWAのPIの様に、受託業務範囲内の業務に適用できるものを判定項目とする。
- ② 独自の概念による項目：JWWAのPIにはない、第三者委託業務を評価する上で適切と考えられる項目や受託者提案事項などの業務に適用できるものを新たに設定する。

(2) 適用した判定項目による業務評価の点数化

判定項目について、あらかじめ配点設定基準を設けておき、その基準から得点を算出して業務実施結果を点数化する。

(3) 評価

各判定項目の得点を合計したものを『品質』の評価点とする。

評価の詳細は、別紙－2 石狩市浄配水場運転管理等業務委託モニタリング要領【品質】を参照。

3. 『業務改善提案』

浄配水場運転管理等の、維持管理業務で、乙から甲へ業務内容の改善を目的とした提案が複数提出された場合、これを評価して総合評価の加算点とする。

また、提案の内容についても評価し、下表【業務改善提案評価基準】の得点をもって更に加算する。

業務改善提案の評価は、別紙－3 業務改善提案評価表で詳細について考察し、点数化する。

業務提案加算点	乙から甲へ業務内容の改善を目的とした提案が複数提出されたときに、総合評価の点数に加算される点数	点数
		3

【業務改善提案評価基準】

評価基準	点数
水道施設課において提案内容を検討した結果、その内容が大変すぐれており、採用した場合、かなりの成果が見込めると判断した (着眼点、改善手法、効果など)	7
水道施設課において提案内容を検討した結果、その内容がすぐれており、採用した場合、成果が見込めると判断した (着眼点、改善手法、効果など)	4
水道施設課において、提案内容を検討した結果、目立った成果が得られるか疑問であると判断した	0

なお、業務改善提案は、その内容を評価し、実際に採用されたかどうかは、評価の対象としない。

4. 『総合評価』

1 から 3 までの得点の合計を求め、その合計点を 100 点換算した上で、表－2 で示す評価判定基準に照らし合わせて総合評価する。

総合評価は、石狩市浄配水場運転管理等業務委託『総合評価表』（別紙－4 参照）に、各評価項目の得点と総合評価結果をまとめ、さらに、業務全般についての評価を考察し、所見としてまとめる。

表－2 年間業務評価判定基準

年間業務 評価点	年間評価 ランク	評価基準の内容
80点以上	AAA	業務評価の最高水準で、業務内容が非常に優秀であり、民間の技術力・企画力等が存分に活かされている。
80点未満 70点以上	AA	水道施設課が要求する水準を満たしており、民間の技術力・企画力が活かされた優秀な業務内容となっている。
70点未満 60点以上	A	水道施設課が要求する水準を満たしており、健全な水道施設管理や業務運営がなされている。
60点未満	B	水道施設課が要求する水準を満たしていないおそれがある。 業務内容について改善が必要と考えられる。

なお、年間評価ランクが B ランクとなった場合、乙は甲と協議の上、業務評価改善のための提案書を速やかに提出することとする。

『月間業務評価による評価』

別紙－ 1

年間評価判定（月間業務評価のとりまとめ）平成 年度

月間業務評価結果

4月	5月	6月	7月	8月	9月

10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均

石狩市浄配水場運転管理等業務委託 月間業務評価 取りまとめ表

評価点	優	5
評価点	良	4
評価点	可	3
評価点	不可	0

月間業務の評価は、水道施設課長、担当主査、担当係員の3名で行い、評価結果の表示は、その3名をランダムに評価員A、B、Cに置き換える。

	4月						5月					
	評価員A		評価員B		評価員C		評価員A		評価員B		評価員C	
	評価	点数										
1. 運転監視業務												
2. 電気及び機械の保全業務												
3. 巡回監視業務												
4. 水質管理業務												
5. 修繕・改修業務												
6. 調達業務												
7. 維持管理業務												
8. 受配水量管理業務												
9. 緊急時対応												
10. その他業務												
合計		(A)		(B)		(C)		(A)		(B)		(C)

月間業務 評価点 = ((A) + (B) + (C)) ÷ 3 × 2		
---	--	--

	6月						7月					
	評価員A		評価員B		評価員C		評価員A		評価員B		評価員C	
	評価	点数										
1. 運転監視業務												
2. 電気及び機械の保全業務												
3. 巡回監視業務												
4. 水質管理業務												
5. 修繕・改修業務												
6. 調達業務												
7. 維持管理業務												
8. 受配水量管理業務												
9. 緊急時対応												
10. その他業務												
合計		(A)		(B)		(C)		(A)		(B)		(C)

月間業務 評価点 = ((A) + (B) + (C)) ÷ 3 × 2		
---	--	--

石狩市浄配水場運転管理等業務委託 月間業務評価 取りまとめ表

評価点	優	5
評価点	良	4
評価点	可	3
評価点	不可	0

月間業務の評価は、水道施設課長、担当主査、担当係員の3名で行い、評価結果の表示は、その3名をランダムに評価員A、B、Cに置き換える。

	8月						9月					
	評価員A		評価員B		評価員C		評価員A		評価員B		評価員C	
	評価	点数										
1. 運転監視業務												
2. 電気及び機械の保全業務												
3. 巡回監視業務												
4. 水質管理業務												
5. 修繕 改修業務												
6. 調達業務												
7. 維持管理業務												
8. 受配水量管理業務												
9. 緊急時対応												
10. その他業務												
合計		(A)		(B)		(C)		(A)		(B)		(C)

月間業務 評価点 = ((A) + (B) + (C)) ÷ 3 × 2		
---	--	--

	10月						11月					
	評価員A		評価員B		評価員C		評価員A		評価員B		評価員C	
	評価	点数										
1. 運転監視業務												
2. 電気及び機械の保全業務												
3. 巡回監視業務												
4. 水質管理業務												
5. 修繕 改修業務												
6. 調達業務												
7. 維持管理業務												
8. 受配水量管理業務												
9. 緊急時対応												
10. その他業務												
合計		(A)		(B)		(C)		(A)		(B)		(C)

月間業務 評価点 = ((A) + (B) + (C)) ÷ 3 × 2		
---	--	--

石狩市浄配水場運転管理等業務委託 月間業務評価 取りまとめ表

評価点	優	5
評価点	良	4
評価点	可	3
評価点	不可	0

月間業務の評価は、水道施設課長、担当主査、担当係員の3名で行い、評価結果の表示は、その3名をランダムに評価員A、B、Cに置き換える。

	12月						1月					
	評価員A		評価員B		評価員C		評価員A		評価員B		評価員C	
	評価	点数										
1. 運転監視業務												
2. 電気及び機械の保全業務												
3. 巡回監視業務												
4. 水質管理業務												
5. 修繕 改修業務												
6. 調達業務												
7. 維持管理業務												
8. 受配水量管理業務												
9. 緊急時対応												
10. その他業務												
合計		(A)		(B)		(C)		(A)		(B)		(C)

月間業務 評価点 = ((A) + (B) + (C)) ÷ 3 × 2		
---	--	--

	2月						3月					
	評価員A		評価員B		評価員C		評価員A		評価員B		評価員C	
	評価	点数										
1. 運転監視業務												
2. 電気及び機械の保全業務												
3. 巡回監視業務												
4. 水質管理業務												
5. 修繕 改修業務												
6. 調達業務												
7. 維持管理業務												
8. 受配水量管理業務												
9. 緊急時対応												
10. その他業務												
合計		(A)		(B)		(C)		(A)		(B)		(C)

月間業務 評価点 = ((A) + (B) + (C)) ÷ 3 × 2		
---	--	--

石狩市浄配水場運転管理等業務委託モニタリング要領【品質（業務内容）】

平成28年度【品質評価結果表】

業務指標項目数	81
得点合計	/ 405
『品質（業務内容）』評価点	

※2 業務指標81項目の配点は各5点となり得点合計を100点満点で換算したのが評価点となる

(1)運営業務

別紙 2-2

	業務指標	評価基準算出	評価基準						評価結果	得点
			単位	5	4	3	2	1		
1	【総括責任者もしくは副総括責任者の開庁日非常勤の発生】 【業務必要人員の不足の発生】	総括責任者もしくは副総括責任者の開庁日非常勤の発生		なし					あり	
2		開庁日に必要な業務従事者数(石狩地区2名、厚浜地区3名)を欠いた日数	日	0	1以下	3以下	5以下	7以下	8以上	
3	【年間業務計画書の提出】 【年間業務報告書の提出】 【月間業務計画書の提出】 【月間業務報告書の提出】 【業務提案書の提出】 【借用承認願いの提出】	年間業務計画書の期限までの提出		達成					未達成	
4		年間業務報告書の期限までの提出		達成					未達成	
5		月間業務計画書の期限までの提出回数	回	12	11	10	9	8	7以下	
6		月間業務報告書の期限までの提出回数	回	12	11	10	9	8	7以下	
7		業務提案書の期限までの提出		達成					未達成	
8		借用承認願いの期限までの提出		達成					未達成	
9	【小修繕費予算の償却率】 【修繕の現地調達率】	年度小修繕支出額/小修繕費年度予算(繰越分含む)x100	%	95	90	85	80	75	70	
10		資材調達(修繕費予算)による軽微な修繕の地元業者への調達率	%	100	90	80	70	60	60未満	
									小計	0

(2)リスク及び保全管理業務

	業務指標	評価基準算出	評価基準						評価結果	得点
			単位	5	4	3	2	1		
11	【労災事故の発生】 【交通事故の発生】 【健康診断の未受診の発生】	労災事故によるけが人発生の有無		なし					あり	
12		業務移動での乙の過失による交通事故の発生		なし					あり	
13		健康診断の未受診の発生		なし					あり	
14	【施設機能低下の発生】 【施設機能低下報告の遅延】 【取水不足の発生】 【給水制限の発生】 【受水量超過の発生】 【通信データ欠損の発生】	乙の責めによる施設機能低下の発生		なし					あり	
15		施設機能低下時における連絡の不備、遅延等による運転管理への支障件数	件	0		1		2	3以上	
16		乙の責めによる取水不足の発生		なし					あり	
17		乙の責めによる給水制限日の発生		なし					あり	
18		乙の責めによる石狩西部広域企業団からの日受水量超過の発生(平成28年度 21,068m ³ /日)		なし					あり	
19		復旧対応の遅延など乙の責めによる長時間データ欠損の発生		なし					あり	
20	【薬品備蓄不足の発生】 【試薬備蓄不足の発生】 【使用薬品の最新指定規格書「SDS」の保管】 【バイオアッセイの魚類不足による監視不能】	厚田浄水場の薬品残量次亜684kg以下PAC738kg以下苛性744kg以下の発生		なし					あり	
21		DPD試薬在庫1箱未満、BTB試薬在庫1本以下の発生		なし					あり	
22		最新指定規格書「SDS」の保管		達成					未達成	
23		乙の責めによりバイオアッセイでの監視が不能となった事象の有無		なし					あり	
24	【法定点検(自家用電気工作物、消防設備)の実施状況】 【施設設備点検実施率(%)】	法定点検(自家用電気工作物点検、消防設備点検)を適切に実施しているか		達成					未達成	
25		施設設備の点検実施回数/施設設備の点検計画回数/年×100	%	100					99	
26	【機械警備の施錠】	機械警備のセット忘れによる警備会社の対応回数	回	0	1	2	3	4	5	
27	【水質検査計画に遵守した水質検査の実施】 【クリプトスポリジウム等対策指針に準拠した対応業務の実施率(%)】 【濁水の発生】	水質検査計画に規定された水質検査を適切に実施しているか(甲との協議により変更となった場合を除く)		達成					未達成	
28		クリプトスポリジウム用採水業務を実施した日数/年間稼働日数×100	%	100					99	
29		乙の責めによる濁水等の市民または委託者からの苦情の発生		なし					あり	
30	【配水圧力低下の発生】	乙の責めによる水圧低下等の市民または委託者からの苦情の発生		なし					あり	
31	【環境美化の苦情の発生】 【除雪業務による苦情の発生】	乙の責めによる環境美化に関する市民または委託者からの苦情の発生	回	0	1	2	3	4	5	
32		乙の責めによる除雪に関する市民または委託者からの苦情の発生	回	0	1	2	3	4	5	
									小計	0

(3)施設管理業務

別紙 2-3

	業務指標	評価基準算出	評価基準						評価結果	得点	
			単位	5	4	3	2	1			0
33	【新港中央配水場：日平均水質要求水準(配水残塩0.4mg/l～0.9mg/l)達成率(%)】	配水残塩の要求水準達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
34	【新港中央配水場：維持管理水位(配水池水位2.00m以上)維持率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
35	【花川北配水場：日平均水質要求水準(配水残塩0.4mg/l～0.9mg/l)達成率(%)】	配水残塩の要求水準達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
36	【花川北配水場：維持管理水位(配水池水位3.50m以上)維持率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
37	【八幡配水場：日平均水質要求水準(配水残塩0.2mg/l～0.7mg/l)達成率(%)】	配水残塩の要求水準達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
38	【八幡配水場：維持管理水位(配水池水位2.50m以上)維持率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
39	【高岡配水場：日平均水質要求水準(配水残塩0.2mg/l～0.7mg/l)達成率(%)】	配水残塩の要求水準達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
40	【高岡配水場：維持管理水位(配水池水位1.70m以上)維持率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
41	【生振配水場：日平均水質要求水準(配水残塩0.2mg/l～0.8mg/l)達成率(%)】	配水残塩の要求水準達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
42	【生振配水場：維持管理水位(配水池水位1.30m以上)維持率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
43	【厚田浄水場：日平均水質要求水準(配水残塩0.3mg/l～1.0mg/l)達成率(%)】	配水残塩の要求水準達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
44	【厚田浄水場：水利権1,980m ³ /日(原水流量)の95%以内での運用率(%)】	水利権の95%以内での運用達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100	95	90	85	80		75	
45	【厚田浄水場：維持管理水位(配水池水位2.00m以上)達成率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
46	【望来配水池：維持管理水位(配水池水位1.50m以上)達成率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
47	【聚富配水池：日平均水質要求水準(配水残塩0.3mg/l～0.8mg/l)達成率(%)】	配水残塩の要求水準達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
48	【聚富配水池：維持管理水位(配水池水位1.52m以上)達成率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
49	【発足配水池：維持管理水位(配水池水位1.48m以上)達成率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
50	【浜益浄水場：日平均水質要求水準(配水残塩0.3mg/l～1.0mg/l)達成率(%)】	配水残塩の要求水準達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
51	【浜益浄水場：水利権1,540m ³ /日(原水流量)の95%以内での運用率(%)】	水利権の95%以内での運用達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100	95	90	85	80		75	
52	【浜益浄水場：維持管理水位(配水池水位1.48m以上)維持率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
53	【幌配水池：日平均水質要求水準(幌会館採水残塩0.2mg/l～0.8mg/l)達成率(%)】	配水残塩の要求水準達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
54	【実田浄水場：日平均水質要求水準(配水残塩0.3mg/l～0.8mg/l)達成率(%)】	配水残塩の要求水準達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
55	【実田浄水場：水利権188m ³ /日(原水流量)の95%以内での運用率(%)】	水利権の95%以内での運用達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100	95	90	85	80		75	
56	【実田浄水場：維持管理水位(配水池水位1.00m以上)維持率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
57	【濃屋浄水場：日平均水質要求水準(配水残塩0.3mg/l～0.8mg/l)達成率(%)】	配水残塩の要求水準達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
58	【濃屋浄水場：水利権79m ³ /日(原水流量)の95%以内での運用率(%)】	配水池水位の維持管理水位達成日数/年間稼働日数×100 (乙の責によるもの以外は除外)	%	100						99	
									小計	0	

(4)取り組み業務

別紙 2-4

	業務指標	評価基準算出	評価基準							評価結果	得点	
			単位	5	4	3	2	1	0			
59	技術レベル向上の取り組み	【教育研修の実施率(%)】	年度内に実施した教育研修の回数/12×100	%	100	90	80	70	60	50		
60		【マニュアルの作成状況率(%)】	作成したマニュアル数/顧客要求または提案によるマニュアル数/年×100	%	100	90	80	70	60	50		
61		【本業務委託において有益となる国家資格の取得】	業務従事者の業務上有益となる国家資格の年度内のべ取得数		2			1		0		
62	企画提案書の取り組み	【緊急時対応の体制】	委託対象施設から車で10分圏内への業務従事者の在住率	%	100	90	85	80	75	75未満		
63		【新規雇用者の石狩市在住者優先】	石狩市在住者/新規雇用者数×100	%	100			50		0		
64		【振動測定の実施率(%)】	振動測定実施数/対象振動測定設備数/年×100	%	100	90	80	70	60	50		
65		【バッテリー診断の実施率(%)】	バッテリー設備診断数/対象バッテリー設備数×100	%	100	90	80	70	60	50		
66		【騒音測定の実施】	配水場(新港中央、花川北)での年1回の騒音測定の実施の有無		実施					未実施		
67		【地域清掃活動への参加】	「浜益海水浴場及び川下海浜公園清掃」等		実施					未実施		
68		【地域防犯活動への参加】	防犯パトロールステッカー貼付車両数/石狩市内で所有する車両数×100		実施					未実施		
69		【石狩まるごとフェスタ・石狩さけまつり等への協賛等】	協賛実施数/2×100	%	100			50		0		
70		【リスクアセスメントの実施及び更新】	リスクアセスメント表作成及び更新		実施					未実施		
71		【普通救命講習の取得】	普通究明講習取得者数/受託業務従事者数×100	%	100	90	85	80	75	75未満		
72		【交通KYマップの作成及び更新の実施】	KYマップ作成及び更新		実施					未実施		
73	自主管理目標の取り組み	【給水末端部(本町八幡)維持管理残塩(測定器指示0.2mg/l以上)維持率(%)】	給水末端部での維持管理残塩達成日数/年間稼働日数×100	%	100					99		
74		【給水末端部(花川南)維持管理残塩(測定器指示0.2mg/l以上)維持率(%)】	給水末端部での維持管理残塩達成日数/年間稼働日数×100	%	100					99		
75		【給水末端部(花川北)維持管理残塩(測定器指示0.2mg/l以上)維持率(%)】	給水末端部での維持管理残塩達成日数/年間稼働日数×100	%	100					99		
76		【給水末端部(八幡)維持管理残塩(測定器指示0.2mg/l以上)維持率(%)】	給水末端部での維持管理残塩達成日数/年間稼働日数×100	%	100					99		
77		【給水末端部(生振)維持管理残塩(測定器指示0.2mg/l以上)維持率(%)】	給水末端部での維持管理残塩達成日数/年間稼働日数×100	%	100					99		
78		【給水末端部(生振)維持管理pH(測定器指示pH6.5~pH8.5)維持率(%)】	給水末端部での維持管理残塩達成日数/年間稼働日数×100	%	100					99		
79		【給水末端部(高岡)維持管理残塩(測定器指示0.2mg/l以上)維持率(%)】	給水末端部での維持管理残塩達成日数/年間稼働日数×100	%	100					99		
80		【給水末端部(高岡)維持管理pH(測定器指示pH6.5~pH8.5)維持率(%)】	給水末端部での維持管理残塩達成日数/年間稼働日数×100	%	100					99		
81		【インフルエンザ予防接種の受診率】	従事者のインフルエンザ予防接種受診者/従事者数×100	%	100	90	85	80	75	75未満		
										小計	0	

『 業務改善提案評価表 』

石狩市浄配水場運転管理等業務委託において、提出された業務改善の提案について、その内容を評価し点数化する。

提出 年度	提案事項	提案内容（概略）	提案採用 の判断	提案採用判断の理由	提案事項 の実施状況	提案実施 の効果

(業務改善提案の評価)

第三者委託受託者より業務改善の提案が提出された場合、それを評価して、評価点を以下のとおり加算する。

業務提案加算点	乙から甲へ業務内容の改善を目的とした提案が複数提出されたときに、総合評価の点数に加算される点数	点数
		3

さらに、業務改善提案の内容を検討し、その良否によって評価点を加算する。

評価基準は以下の表のとおり。

【業務改善提案評価基準】

評価基準	点数
水道施設課において提案内容を検討した結果、その内容が大変すぐれており、採用した場合、かなりの成果が見込めると判断した (着眼点、改善手法、効果など)	7
水道施設課において提案内容を検討した結果、その内容がすぐれており、採用した場合、成果が見込めると判断した (着眼点、改善手法、効果など)	4
水道施設課において、提案内容を検討した結果、目立った成果が得られるか疑問であると判断した	0

業務改善提案の評価は、提出された提案すべてを含めて評価し、評価点と評価の根拠を以下に示す。

『業務改善提案』点数		(ここに点数の根拠を簡易に記載する。)
------------	--	---------------------

石狩市浄配水場運転管理等業務委託（平成 年度）

運転管理業務 総合評価

	評価項目	得点（又は評価）
1.	『月間業務評価による評価』（100点満点）	
2.	『品質（業務内容）』（100点満点）	
3.	『業務改善提案』（加算点10点満点）	
合 計（210点満点）		
評価点（合計を100点満点に換算した点数）※1		
4.	『総合評価』（ランク表示）	
〔所 見〕		

※1 評価点は合計を100点満点に換算するため、その合計を2.1で割って、小数点以下を切り捨てて算出しています。